

**独立行政法人日本スポーツ振興センター  
「災害共済給付制度」への加入について**

保護者 様

園 長  
学 校 長

授業中、休み時間や登下校の際にどうしても発生してしまう不慮の災害に備えて、札幌市教育委員会が独立行政法人日本スポーツ振興センター(以下「センター」といいます。)と災害共済給付契約を結んでおります。

センターの災害共済給付制度は国、教育委員会、保護者が経費を負担するいわば互助共済制度であり「学校の管理下における児童生徒の災害に対して給付を行い、もって学校教育の円滑な実施に資する」ことを目的としております。

主な給付内容は下記のとおりです。

本制度の趣旨をご理解いただき、是非、全員ご加入くださいますようお願いいたします。

記

1 給付の対象となる災害の範囲と給付金額

災害の種類	災 害 の 範 囲	給 付 金 額
負傷	その原因である事由が学校の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が500点(5,000円)以上のもの	医療費 ・療養に要する費用総額の4/10 (3/10は保険診療による自己負担分、1/10は療養に伴って要する費用として加算される分) ただし、高額療養費の対象となる場合は、自己負担額(所得区分により限度額が異なる)に療養に要する費用の額の1/10を加算した額 ・入院時食事療養費の標準負担額がある場合は、その額を加算した額
疾病	その原因である事由が学校の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が500点(5,000円)以上のもののうち、文部科学省令で定めるもの	
障害	学校の管理下の負傷又は上欄の疾病が治った後に残った障害 (その程度により第1級から第14級に区分される。)	障害見舞金 4,000万円～88万円 〔通学(園)中の災害の場合 2,000万円～44万円〕
死亡	学校の管理下において発生した事件に起因する死亡及び上欄の疾病に直接起因する死亡	死亡見舞金 3,000万円 〔通学(園)中の場合 1,500万円〕
	突然死 運動などの行為に起因する突然死	死亡見舞金 3,000万円 〔通学(園)中の場合 1,500万円〕
	突然死 運動などの行為と関連のない突然死	死亡見舞金 1,500万円 〔通学(園)中の場合も同額〕

※ 学校の管理下とは「授業中」「学校の教育計画に基づく課外指導中」「休憩時間中及び学校の定めた特定時間中」「通常の経路及び方法による通学中」「寄宿舎にあるとき」などの場合をいいます。

2 共済掛金(保護者負担金)

学 校 種 別	1人当り年額	学 校 種 別	1人当り年額
幼 稚 園	180円	高等学校全日制	1,400円
小 中 学 校	460円	高等学校定時制	630円
特別支援学校(小・中)	370円	特別支援学校(高)	1,400円

※小学校には義務教育学校前期課程を、中学校には義務教育学校後期課程及び中等教育学校前期課程を、高等学校全日制には中等教育学校後期課程を含む。

掛金をそえ

札幌市では全員加入となりますので、この申込書の提出は不要  
です。掛金は、5月に引き落としさせていただきますので、  
不足のないようお願いいたします。

幌東中学校

加入いたします。

### 3 給付の制限を受けるもの

- (1) 他の法令により医療費の助成を受けた場合(または受ける場合)  
他の法令により医療費の助成を受けた(受ける)場合は給付額が調整されますので、学校へ請求する際に、必ず助成内容及び自己負担額をお申し出ください。
- (2) 高等学校の生徒の重大な過失による災害の場合
- (3) 交通事故などの災害で第三者から損害賠償を受けた場合  
登下校中の交通事故など、第三者に責任のある災害については、加害者からの損害賠償が優先されます。  
なお、加害者から受けた損害賠償の額がセンターから給付される給付金額より少ない場合は差額をセンターに請求することができます。  
また、ひき逃げについては、警察が立ち会い「交通事故証明」が発行されれば「自動車損害賠償保障事業」による救済措置が受けられますので、必ず警察に届け出を行ってください。届け出を行ってもなお第三者からの賠償が受けられない場合は学校にご相談ください。

### 4 給付の対象とならないもの

- (1) 保険診療以外のもの  
例：歯牙破損や抜歯した後に装着される補綴で、医療保険診療以外のもの  
：眼鏡の破損修理代、購入代、初診時特定医療費、差額ベッド代等
- (2) 医師の同意なしに「はり・きゅう・あんま・マッサージ・指圧師の施術」を受けた場合  
当該施術はセンターの認める疾病に対して医師の同意に基づき、医療保険診療として行われたものが支給対象となります。よって、医師の同意書無しにこれらの施術を受けた際は、給付対象となりません。
- (3) 生活保護世帯の小・中学校児童生徒の医療費  
生活保護を受けている世帯に属する小・中学校の児童生徒に係る災害については、生活保護法による医療扶助が行われるため、医療費の給付は行われません。ただし、障害見舞金及び死亡見舞金は給付対象になります。
- (4) 高等学校の生徒における故意の犯罪行為又は故意の災害の場合  
ただし、いじめ、体罰、その他の本人の責めに帰することができない事由により生じた強い心理的負担による故意の災害は除く。
- (5) 障害見舞金給付後の医療費  
障害見舞金は、療養の効果が期待し得ない状態で、治療又は症状が固定したところに、残った障害の程度に応じて給付されるものなので、見舞金の支給後に療養を受けたとしても、その医療費は原則給付対象となりません(審査の結果、支給の対象とならなかった場合も同様です)。

### 5 その他

- (1) 同一の災害の負傷または疾病について、医療費の支給は、初診から最長10年間行われます。
- (2) 災害共済給付を受ける権利は、その給付事由が生じた日から2年間行わないときは、時効によって消滅します。
- (3) 給付金は、学校に申請手続きをしてから、概ね2～3か月後に支給されます。

本文書は、災害共済給付制度の概要を記載したものです。  
制度の詳細や、法令等の情報は、日本スポーツ振興センターホームページ「学校安全 web」  
(<http://www.jpnspport.go.jp/anzen/>)でご覧になれます。